**見守り電話活動助成****（令和4年度 臨時助成）**

新型コロナウイルス感染症拡大により、訪問や声掛けでの見守りが難しい状況を鑑み、高齢者等見守りが必要な世帯に対し、電話（郵便・FAX）で安否確認をした自治会に対し助成を行います。

**（１）助成対象団体**

自治会・町内会

**（２）事業の実施期間**

令和4年4月1日～令和5年３月31日

**（３）助成金額**

・見守りが必要な世帯１世帯１電話につき 100円助成

・1ヶ月あたり上限 10,000円

・助成上限 30,000円

**（４）助成条件**

①高齢者等見守りが必要な世帯に対し、電話（郵送・FAX）で

安否確認をした自治会・町内会

②事前申請は必要ありませんが、事業開始前に、

電話等で西区社会福祉協議会にご相談ください。

　③事業終了後、1ヶ月以内に以下の書類を提出してください。

* 令和5年3月に実施した場合は、令和5年4月5日までに提出してください。

　・助成申請書兼報告書

　・見守り電話記録（実施期間中の記録をまとめて提出してください）

　・助成金振込口座通帳のコピー（口座番号、自治会・町内会名義の記載があるもの）

※実施期間中の記録をまとめて提出してください

（1か月ごとに提出する必要はありません）

